住宅と上下水道

住　宅

市営住宅

市営住宅課　TEL.(32)6316

市営住宅の募集には一般募集・随時募集があります。

申し込みの条件

1.現に住宅に困窮していることが明らかである方
2.現在市営住宅に入居しており、住替を希望する方

上記1、2とも次の①～③に該当すること。

①入居予定の家族全員の総収入が収入基準内であること
②入居時に緊急連絡先を確保できること
③暴力団員でないこと

※単身者の場合、申し込みは3DK以下の住宅に限定します

また、原則18歳未満の方を名義人とした申し込みはお受けできません。

建築確認申請

建築指導課　TEL.(32)6522

建物を新築、増改築するときは、確認申請書を提出し確認済証の交付を受ける必要があります。また工事完了時には、完了検査申請書を提出し、検査済証の交付を受ける必要があります。

建設リサイクル法による届け出

建築指導課　TEL.(32)6527

建築物の解体工事や新築工事など（修繕工事や土木工事を含む）を行う際は、特定建設資材（コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を分別し、再資源化することが法律で義務付けられています。

これに該当する一定規模以上の工事を行う場合は、工事着手の7日前までに市への「届出書」の提出が必要です。

下水道

◆トイレを水洗化する義務　総務経営課　TEL.(32)6628

下水道管敷設が終わった地域では、3年以内にくみ取り便所を水洗トイレに改造することを義務づけています。

改造資金の貸付制度があり、水洗トイレに改造する方に、住宅1戸につき120万円以内でお貸しします（新築・増築や法人・官公署などにはお貸しできません）。水洗トイレに改造する場合や貸付制度の利用などは、指定排水設備工事事業者にお申し込みください。

指定排水設備工事事業者はこちら▶

◆下水道の受益者負担金　総務経営課　TEL.(32)6628

新たに下水道が使えるようになった区域の土地所有者や借地権者などに、受益者負担金がかかります。



〈広告〉



苫小牧市の公営住宅で
「あんぜん」
「あんしん」な
暮らしを提供いたします。

MMS・ニシムラグループ
共同企業体

管理事務所：大成町1丁目11-1　TEL.0144-74-7790

上下水道

上下水道の使用開始・中止の届け出

水道窓口課　TEL.(32)6679

転入、転居などで水道使用の開始や中止をするときは届け出が必要です。また、水道の契約者や使用目的(家事用・業務用)を変更する場合も届け出が必要です。

お手続きはこちら ▶

水道メーターの検針と料金

水道窓口課
検針について　TEL.(32)6799
料金について　TEL.(32)6679

水道メーターの検針は、2カ月に1回実施しています。
水道料金および下水道使用料は、下表により2カ月に1回請求します。

料金の支払い

水道窓口課
支払相談について　TEL.(32)6647
支払方法について　TEL.(32)6674

支払方法は、口座振替、クレジットカード、納入通知書(スマートフォン決済を含む)の3種類があります。
お支払いに便利な口座振替、クレジットカードのご利用をおすすめします。

◆水道料金(2カ月分)

(単位:円)

●**水道料金**＝基本料金(税込)＋超過料金(税込)

用途	メーター口径(㎜)	基本料金(2カ月につき)	超過料金(1㎥につき) 使用水量	金額
家事用	25以下	1,958	0㎥～16㎥まで	22.0
	40以上50以下	6,248	17㎥～40㎥まで	126.5
	75以上100以下	14,828	41㎥～200㎥まで	154.0
	150以上	30,008	201㎥以上	162.8
業務用	25以下	3,982	0㎥～20㎥まで	33.0
	40以上50以下	8,580	21㎥～40㎥まで	195.8
	75以上100以下	17,160	41㎥～200㎥まで	211.2
	150以上	32,560	201㎥以上	224.4

〈広告〉



◆下水道使用料(2カ月分)

(単位:円)

●**下水道使用料**＝基本使用料(税込)＋超過使用料(税込)

種別	基本使用料(2カ月につき)	超過使用料(1㎥につき) 汚水排出量	金額
家事汚水	2,266	0㎥～16㎥まで	0
		17㎥～40㎥まで	96.8
		41㎥～100㎥まで	135.3
		101㎥～400㎥まで	212.3
		401㎥～2,000㎥まで	265.1
		2,001㎥以上	295.9
業務汚水	4,378	0㎥～20㎥まで	0
		21㎥～100㎥まで	180.4
		101㎥以上は家事汚水と同じ	

※上記金額には、消費税相当額が含まれています

お住まいの上下水道設備の工事

水道窓口課　TEL.(32)6695

上下水道設備の増設や修繕などの工事は、自己負担となります。
工事の内容と費用をご確認のうえ、市の指定工事事業者にご依頼ください。
アパートや借家にお住まいの方は、管理会社または家主にご相談ください。

水道の凍結対策

水道窓口課　TEL.(32)6695

真冬日が続く場合や、外気温が－4℃以下になると水道が凍結するおそれがあります。
凍結すると水道水が出なくなるだけでなく、水道管が破裂した場合には修理費や被害を受けた方への補償など、大きな負担が生じることもあります。
凍結が予想される場合や長期間家を空ける際は、凍結対策として「水抜き」を行ってください。

LINEを登録すると、凍結注意などの情報を受けることができます ▶



水道が凍結したとき

水道窓口課　TEL.(32)6695

水道が凍結したときの「解氷」も自己負担となります。
作業の内容と費用をご確認のうえ、市の指定工事事業者にご依頼ください。
アパートや借家にお住まいの方は、管理会社または家主にご相談ください。

市の指定を受けている工事事業者はこちら▶

建物を解体するとき

水道窓口課　TEL.(32)6695

建物を解体する場合には、上下水道管などの設備の撤去が伴います。
解体工事後の漏水や水道メーターの未返却などのトラブルを防止するため、市指定の給排水工事事業者にご依頼ください。

ホームタンクなどから油漏れしたとき

水道窓口課　TEL.(32)6695

老朽化などでホームタンクから油が漏れ、土壌を汚染することがあります。
それにより、地下に埋設されている水道管にも影響を及ぼし、水道水から異臭がする場合は、水道法に基づき水道水の使用を制限することがあります。
元の状態に戻すには、汚染された土砂を除去し、水道管の交換が必要になりますが費用が高額になることがあります。
事故を未然に防ぐには、ホームタンクや配管などの点検を行ってください。
水道水に異常が見られた場合には、水道水を飲用せず、市水道窓口課へご連絡ください。

漏油事故を防ぐためにはこちら▶

市指定の給排水工事事業者

水道窓口課　TEL.(32)6695

市指定の給排水工事事業者一覧はこちら▶

ガ　ス

都市ガス

都市ガスのお問い合わせは、苫小牧ガス㈱（末広町2-10-19 TEL.(32)5381）へお問い合わせください。
・営業時間　平日8時45分～17時15分

LPガス

LPガスのことはLPガスの販売店へお問い合わせください。

し　尿

◆し尿のくみ取り　㈱とませい　TEL.(51)6556
㈱苫小牧清掃社　TEL.(74)1161

し尿のくみ取りは約1週間前までに申し込んでください。料金は下水道処理区域内は50ℓにつき322円、処理区域外は50ℓにつき244円です。し尿処理券半券が領収書です。

〈広告〉



苫小牧ガス株式会社
苫小牧市末広町2-10-19　TEL 0144-32-5381
灯油・電気から都市ガスへの切替
都市ガス器具の販売・修理



苫ガス燃料株式会社
苫小牧市末広町2-10-19　TEL 0144-34-8081
LPガス・灯油・重油の販売
ガス器具・灯油器具・電化製品の販売、修理